

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公開番号】特開2019-69276(P2019-69276A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2019-17018(P2019-17018)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側を遊技球が流下可能な遊技盤と、前記遊技盤に設けられ、遊技球が入球可能な入賞口を有する入球ユニットとを備えた遊技機において、

前記入賞口は、開放状態と閉鎖状態とに切り替わる開閉部材によって開閉され、

前記入球ユニットの前側には遊技領域を背部領域として形成するカバー部が設けられ、

前記カバー部の盤面側には前記遊技球の流通を案内する流通案内手段が設けられ、

前記流通案内手段として、遊技球の流路を分岐させる非可動の固定部材として設けられ

前記入賞口へと向かうように遊技球を転動させる傾斜面を有する分岐部を備え、該分岐部によって、前記入賞口に流通可能な第1流路と前記入賞口に流通しない第2流路とに遊技球が分岐されるようになっており、

前記分岐部の前記傾斜面に到達した遊技球が該傾斜面を前記入賞口へと向かうように転動したとき、前記開閉部材が開放状態にある場合には必ず該開閉部材によって前記入賞口へと案内され、

前記分岐部によって分岐される前記第2流路の入口幅は遊技球1個のみが通過できる幅からなり、

前記分岐部は、「遊技球1個のみが流下可能な幅で前記分岐部の上流側に設けられ前記遊技盤の略中央部に配置されたセンター役物の右側において遊技球を流下させる球流路」を流下してきた遊技球を前記第1流路または前記第2流路に分岐させる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

ところで、上述した従来の遊技機では、遊技領域に設けられる入賞口ユニットとして遊技興味の低下を抑制する新たなものが望まれている実情にある。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0006】**

本発明は、遊技興趣の低下を抑制することが可能な遊技機を提供することを目的とする

。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

上述の目的を達成するために、本発明は、前面側を遊技球が流下可能な遊技盤と、前記遊技盤に設けられ、遊技球が入球可能な入賞口を有する入球ユニットとを備えた遊技機において、

前記入賞口は、開放状態と閉鎖状態とに切り替わる開閉部材によって開閉され、

前記入球ユニットの前側には遊技領域を背部領域として形成するカバー部が設けられ、

前記カバー部の盤面側には前記遊技球の流通を案内する流通案内手段が設けられ、

前記流通案内手段として、遊技球の流路を分岐させる非可動の固定部材として設けられ

前記入賞口へと向かうように遊技球を転動させる傾斜面を有する分岐部を備え、該分岐部によって、前記入賞口に流通可能な第1流路と前記入賞口に流通しない第2流路とに遊技球が分岐されるようになっており、

前記分岐部の前記傾斜面に到達した遊技球が該傾斜面を前記入賞口へと向かうように転動したとき、前記開閉部材が開放状態にある場合には必ず該開閉部材によって前記入賞口へと案内され、

前記分岐部によって分岐される前記第2流路の入口幅は遊技球1個のみが通過できる幅からなり、

前記分岐部は、「遊技球1個のみが流下可能な幅で前記分岐部の上流側に設けられ前記遊技盤の略中央部に配置されたセンター役物の右側において遊技球を流下させる球流路」を流下してきた遊技球を前記第1流路または前記第2流路に分岐させる

ことを特徴とする遊技機。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

本発明によれば、遊技興趣の低下を抑制することが可能となる。